

大宰府市自治基本条例策定作業の中止を求める陳情書

平成26年5月7日

1 陳情の趣旨

現在、大宰府市は大宰府市自治基本条例の制定及び、同案に外国人の住民投票権盛り込みを検討しておられるが、同条例について策定作業について、中止を求めるよう陳情するもの。

2 陳情項目

現在、太宰府市は市長の諮問機関である自治基本条例審議会にて、自治基本条例の制定に向けて審議会において検討を進めておられることと存じます。しかし、太宰府市において、自治基本条例が本質的な意味において必要な条例であるのかどうかという議論、および、その意思決定過程が、大多数の市民の知らない間に、策定作業が進められていく事に対して、不安と疑問を感じる次第であります。

太宰府市自治基本条例審議会の議事録等を見ても、まず、本質的議論から各論に至るまで議論と検討の余地はまだまだあるように感じますし、そもそも、「自治基本条例は総論的条例である」というのであるならば、条例の効力としては極めて曖昧に成らざるを得ず、それ故に、個別具体的必要事案に対して条例を制定し、行政と議会及び議員の不斷なる努力をする事で対応可能であると思われます。「条例の為の条例」「ルールのためのルール」であるならば、それは正に「屋上屋を架す」に等しいのではないでしょうか。

また、市民の定義についても慎重に議論をして来られている事とは思いますが、しかし、万一外国人への住民投票権付与が認められ



たならば、それ自体、憲法違憲の可能性が高く、極めて重大な問題であります。昨今の複雑且つ周辺諸国との外交的な重大な課題を我が国が抱えている状況の中、市民の権利や地方自治の美名の元に國益を損なう事態を生じさせる可能性が高いものであると考えます。

更に、「自治基本条例」には住民の代表であるところの議員で構成される議会の有効性を拘束し、間接民主主義の有効性を減ずる可能性もあるのではないかでしょうか。「自治基本条例」の存在も知らず、必要性も感じていない数多くの市民の存在を無視して議論を進めてゆく事に対して、疑問を持つ市民も出て来始めているというのが現状です。

市長をはじめとする大宰府市自治基本条例審議会の皆様、関係各位の方々の、これまでのご努力には敬意を示しつつ、今回の自治基本条例策定作業につきましては、本当に必要な条例であるのかを再検討して頂くと共に、その策定作業を中止して頂きたくお願いするものです。

太宰府市議會議長 橋本 健 様

住 所 福岡市中央区赤坂1丁目

14-29 畫添ビル 201

団体名 幸福実現党福岡県本部

代表 謙山 征和

連絡先 電話 080-3737-8903

